

ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 (注)危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。
 この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

ご契約後のご注意

通知義務

- ① 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご連絡ください。ご連絡がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ② 傷害特約では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご連絡ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故による傷害(ケガ等)に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含みます。)、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士
- ③ 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご連絡ください。

クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取り扱いできない場合があります。

個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)
 ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先(共済代理所を含む)、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

契約等の情報交換について	当組合は、この共済契約に関する個人情報について、共済事業の健全な運営のために、全日本火災共済協同組合連合会・全国共済商工協同組合連合会のほか、一般社団法人日本共済協会をはじめとした当組合の提携先企業・団体等との間で登録または交換を実施することがあります。
再共済について	当組合は、この共済契約に関する個人情報を、再共済契約の締結や再共済金等の受領のために、再共済団体等に提供を行うことがあります。

特約の種類	共済金をお支払いしない主な場合
生命死亡共済金 生命高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害手術共済金 傷害通院共済金	■故意または重大な過失 ■闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■脳疾患、疾病または心臓喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■地震もしくは噴火またはこれらによる津波(注) ■頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故など (注)天災危険保障特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款をご一読ください。

お問い合わせ、お申し込みは

高知県火災共済協同組合

本部 〒781-5101 高知市布師田3992-2 (高知県中小企業会館内) TEL 088-845-2221 FAX 088-845-8832	幡多支部 〒787-0029 四万十市中村小姓町46 (中村商工会館内) TEL 0880-34-0339 FAX 0880-34-0353
---	---

2021年10月1日改定(2,000)

不慮のケガや病気に備えて

生命傷害共済



中小企業・個人事業主の皆様向けの
 不慮のケガや病気による
 身体・生命のリスクに備える共済です。



ポイント

1 判りやすい掛金設定です。

年齢、職種、性別に関係がなく、また、加入後一定期間後に共済掛金が引き上げられることはありません。



ポイント

2 24時間の保障です。

労働災害保障とは違い、大切な従業員様はもちろんの事、代表者や役員の方も対象者(被共済者)になります。また趣味や業務上のケガも広く保障します。



ポイント

3 幅広いコースと年齢の方にご加入いただけます。

傷害タイプ: 満6歳～満79歳 満80歳～満84歳(継続89歳)
生命タイプ: 満6歳～満69歳 満70歳～満74歳(継続84歳)
生命傷害タイプ: 満6歳～満69歳
下記のタイプを組合わせた加入もご検討いただけます。



— 生命傷害の保障タイプ —

I. 傷害タイプ

新規加入年齢		6～79歳			80～84歳			
継続加入年齢		6～79歳			80～89歳			
タイプ		A	B	C	X	Y	Z	
掛金		年額 3,000円	年額 6,000円	年額 9,000円	年額 5,280円	年額 6,720円	年額 10,320円	
傷害共済金	死亡 (高度障害共済金含む)	傷害・事故により死亡したとき	100万円	200万円	300万円	30万円	50万円	100万円
	後遺障害	傷害・事故により180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき	100～4万円	200～8万円	300～12万円	30～1.2万円	50～2万円	100～4万円
	手術	傷害・事故により病院・診療所で手術を受けたとき	入院1.3万円 外来0.65万円	入院2.5万円 外来1.25万円	入院3.8万円 外来1.9万円	入院1万円 外来0.5万円	入院1万円 外来0.5万円	入院1万円 外来0.5万円
	入院 (120日限度)	傷害・事故により入院したとき	1日につき 1,300円	1日につき 2,500円	1日につき 3,800円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円
	通院 (90日限度)	傷害・事故により通院したとき	1日につき 500円	1日につき 1,000円	1日につき 1,500円	-	-	-
	天災特約	地震・噴火による死亡・入通院	○	○	○	○	○	○

II. 生命タイプ

新規加入年齢		6～69歳			70～74歳			
継続加入年齢		6～69歳			70～84歳			
タイプ		A	B	C	X	Y	Z	
掛金		年額 3,120円	年額 6,000円	年額 12,000円	年額 11,400円	年額 18,960円	年額 37,920円	
疾病共済金	死亡 (高度障害共済金含む)	疾病・傷害・事故により死亡したとき	50万円	100万円	200万円	30万円	50万円	100万円
	疾病入院一時金	疾病により継続して20日以上入院したとき	1万円	1万円	2万円	-	-	-

III. 生命傷害タイプ

新規加入年齢		6～69歳						
継続加入年齢		6～69歳						
タイプ		A	B	C	D	E	F	
掛金		年額 3,000円	年額 6,000円	年額 9,000円	年額 12,000円	年額 18,000円	年額 24,000円	
傷害共済金	死亡 (高度障害共済金含む)	傷害・事故により死亡したとき	60万円	150万円	220万円	300万円	450万円	600万円
	後遺障害	傷害・事故により180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき	30～1.2万円	100～4万円	140～5.6万円	200～8万円	300～12万円	400～16万円
	手術	傷害・事故により病院・診療所で手術を受けたとき	入院1万円 外来0.5万円	入院1万円 外来0.5万円	入院1.5万円 外来0.75万円	入院2万円 外来1万円	入院3万円 外来1.5万円	入院4万円 外来2万円
	入院 (120日限度)	傷害・事故により入院したとき	1日につき 1,000円	1日につき 1,000円	1日につき 1,500円	1日につき 2,000円	1日につき 3,000円	1日につき 4,000円
	通院 (90日限度)	傷害・事故により通院したとき	-	1日につき 500円	1日につき 750円	1日につき 1,000円	1日につき 1,500円	1日につき 2,000円
	天災特約	地震・噴火による死亡・入通院	○	○	○	○	○	○
疾病共済金	死亡 (高度障害共済金含む)	疾病により死亡したとき	30万円	50万円	80万円	100万円	150万円	200万円
	疾病入院一時金	疾病により継続して20日以上入院したとき	1万円	1万円	1万円	2万円	3万円	4万円

※各タイプとも、年額12,000円(月額1,000円)以上加入で月払に変更することができます。

共済契約の継続

- ① 共済契約の継続は、共済契約満了の日の14日前までに、共済契約者または当組合のいずれか一方により別段の意思表示がない場合には、原則として、共済契約満了の日の契約内容と同一の内容で毎年自動的に継続します。
- ② 共済金請求状況や年齢などによって、共済期間満了後、ご契約を継続できないことや保障内容を変更させていただくことがあります。
- ③ 当組合が普通共済約款、特約条項、共済掛金率等を改定した場合、改定日以降に共済期間の初日(始期日)とする継続契約にはその始期日における普通共済約款、特約条項、共済掛金等が適用されます。そのため、継続契約の保障内容や共済掛金が、継続前のご契約と異なることがあります。

■ ご加入資格

健康で正常に就業し、または日常生活を営む方なら誰でも加入できます。ご契約者は組合員(1,000円の出資金により組合員になれます)で、組合員外の方でもご利用いただける場合があります。

■ 共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とします。

■ 共済責任の開始時期

初年度契約の場合、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時とします。ただし、口座振替により払い込む場合は、共済期間の初日の午前0時とします。